

道路工事施行承認（法定外道路工事施行承認）申請の郵送による申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り、郵送による申請をお願いします。

この手続きは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき期間中の対応を予定しています。

大変お手数をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御協力をお願いします。

1. 手続きの流れ

別紙のとおり

2. 申請書類提出の方法（別紙※1の部分）

◎下記を郵送してください。

○申請書類一式

- ・申請様式は、吹田市土木部道路室ホームページからダウンロードできます。
- ・記入要領をご確認の上、漏れや間違いがないようにしてください。十分な内容でない場合、返送させていただく場合があります。

○返信用封筒

- ・返信に必要な切手を貼付けてください。
- ・返信先を記入しておいてください。

◎送付先

〒565-0855

吹田市佐竹台1丁目6番1号（南千里庁舎3階）

吹田市役所土木部道路室 道路工事施行承認担当

◎（参考）

申請書の受理から、承認書の到着まで、おおむね3週間程度かかります。

3. 着手届の提出方法（別紙※2の部分）

所定の様式に記入の上、道路使用許可書を添付し、下記のいずれかの方法で提出してください。

- ・郵送（上記2の送付先に提出）
- ・FAX（06-6831-9674）
- ・電子メール doukan-douro@city.suita.osaka.jp（件名に「道路工事施行承認 着手届」と明記してください。）

4. 道路使用許可が不要な場合、上記から、道路使用許可に関する手続きを省略して読み替

えてください。

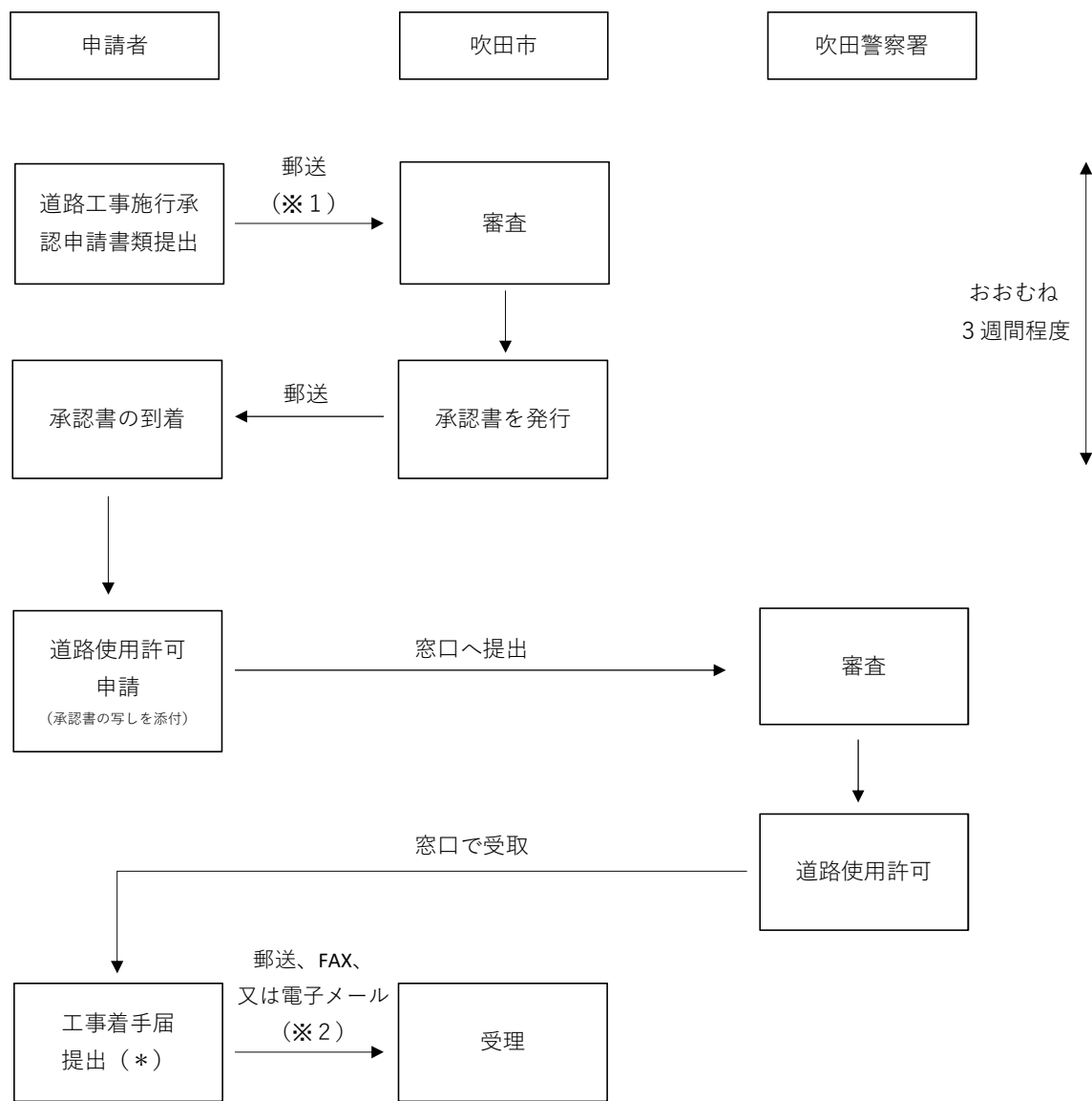
5. 完了届、工期延期、占用許可の廃止等についても、上記の手順に準じた方法でお願いします。
6. 通常は、申請の審査から承認までの間に、警察への協議書の提出が必要となりますが、緊急事態宣言期間においては、当面の間、特別にこれを省略します。
必ず、申請者において、別途、警察による道路使用許可を取得してください。申請の際、本市が発行する道路工事施行承認書等の添付が必要となりますので、御注意ください。
7. ご不明な点は、お問合せ下さい。

問合せ先

吹田市役所土木部道路室 道路工事施行承認担当

電話番号：06-6872-6114

電子メール：doukan-douro@city.suita.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間における
道路工事施行承認申請 郵送手続きの流れ

* 道路使用許可書の写しを添付してください。

工事完了後は、完了届を提出してください。